

## 北本市家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市教育委員会（以下「委員会」という。）が北本市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、自宅でインターネット環境のない児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、オンラインを活用した学校休業時等の遠隔授業や家庭学習をするために必要なインターネット回線を各家庭が新規で整備するに当たり、モバイル Wi-Fi ルーターを貸与する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(モバイル Wi-Fi ルーター貸与)

第2条 委員会は、学校に在籍する児童等の保護者（以下「保護者」という。）であって、当該年度の就学援助費又は特別支援教育就学奨励費の給付を受けているものにモバイル Wi-Fi ルーターを無償で貸与することができる。

ただし、委員会が認める場合は、上記以外の保護者についても、モバイル Wi-Fi ルーターを無償で貸与できるものとする。

(貸与の申請及び決定)

第3条 前条の規定によりモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、モバイル Wi-Fi ルーター貸与申請書（様式第1号）に、当該年度の就学援助費又は特別支援教育就学奨励費給付決定通知書の写しを添付し、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、モバイル Wi-Fi ルーターを貸与すべきものと認めたときは、貸与の決定を行い、モバイル Wi-Fi ルーター貸与決定（却下）通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

(貸与期間)

第4条 モバイル Wi-Fi ルーターの貸与期間は、貸与の決定日からその日が属する年度の最終日までとする。ただし、貸与期間終了日の1箇月前までにいずれの当事者からも何ら意思表示がない場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、中学校卒業年度に返却するものとする。

(受領書)

第5条 第4条第2項の規定によりモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受ける保護者（以下「被貸与者」という。）は、モバイル Wi-Fi ルーターを受領した場合には、モバイル Wi-Fi ルーター受領書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

(維持管理)

第6条 被貸与者は、モバイル Wi-Fi ルーターを善良な管理者の注意をもって

維持管理しなければならない。この場合において、モバイルWi-Fiルーターの使用に係る全ての費用（電気料金・通信料金等）は、被貸与者が負担するものとする。

2 モバイルWi-Fiルーターの使用に当たって必要な設定等は被貸与者が行うものとする。

（遵守事項）

第7条 被貸与者は、モバイルWi-Fiルーターの使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) モバイルWi-Fiルーターを使用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又はモバイルWi-Fiルーターを営利目的の活動に使用してはならない。

(2) 機器の利用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らしてはならない。

(3) モバイルWi-Fiルーターを紛失し、破損し、又は故障させたときは、貸与物品紛失等届（様式第4号）を提出すること。また、故意または重大な過失による場合は、その補てんに要する費用を負担しなければならない。

(4) モバイルWi-Fiルーターの使用に伴い発生した損害については、被貸与者が負担するものとする。

(5) 本要綱に定めるモバイルWi-Fiルーターの目的外使用によって生じた費用等は、被貸与者が負担するものとする。

（モバイルWi-Fiルーターの返還）

第8条 被貸与者は、第5条の規定に関わらず、貸与期間が終了したときは、速やかにモバイルWi-Fiルーターを返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。